

平成 22 年 2 月 16 日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

関係者ヒアリングにおける主な意見
(競争力強化・国際標準化関係)

知的財産戦略推進事務局においては、新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた準備のため、これまで 93 件の関係者、関係団体・企業等からヒアリングの実施やセミナー等への出席を通じ意見を収集した。その結果の概要は以下のとおり。

(1) 国際標準化、知財活用を通じた世界市場への展開

< 各国と協調した国際標準の獲得や海外市場への展開 >

標準化や事業化を見据え、アジア諸国等と研究開発段階から連携を強化することが必要。

日本の市場のみを見て研究開発を行っているとならばガラパゴス化してしまう。多少のリスクを負っても、研究開発段階から協力していく必要がある。研究開発成果を新興国へ移転しても、我が国におけるイノベーションが継続する仕組みを構築する必要がある。

(企業(電機))

研究段階からの途上国との協力は重要と考えており、実際の協力は進めている。欧州のフレームワークプログラム(FP)を参考にし、標準化を見据えた研究開発をアジア諸国と共同で行っていくプログラム(アジア版FP)には賛成。FPは各国参加が前提となっており、自ずと標準化が進められる。特に、アジア特有の分野(多言語の自動翻訳など)で可能と思う。

(企業(電機)、有識者)

アジアとの仲間作りにおいて、日中韓は技術レベルも近く互いに協力し合える。また、多くのアジア諸国でも「技術の現地化」は必要であり、協力し合える部分はある。

(関係省庁)

アジア諸国との共同研究や標準化などは、アジア諸国の人たちといっしょになって良い技術を広めようという姿勢で取り組むことが重要。

(有識者)

中期的には、アジアの地域標準を制定することを目的とした方が良い。アジア地域で標準化の取り組みが進めば、最終的には東アジア共同体構想にもつながる。

(有識者)

< 国際標準化活動を強化 >

標準化を担う人材の育成や、様々な会合等での交流の機会を増やすことによって、国際的な人的ネットワーク作りを支援することが必要。

欧州のフレームワークプログラムでは、研究費自体以外にも、フォーラムの活動費や交流・人的ネットワーク作りの支援のための経費が払われる。一方、日本では、国の支援は研究開発のみであり、フォーラムの活動は民間の活動として対象外となっている。またデジュールの活動費も議長やその秘書の人件費などが中心になっている。しかし、フォーラムであったとしても、いずれはデジュールとして国際標準になるものである。また、議長などに知恵出しをしている人の人件費も出さないと結局は議論で負けてしまう。フォーラムの活動費や交流・人的ネットワーク作りの支援など、総合的な支援を実現して欲しい。

(有識者、企業(電機))

国際標準化活動を担う人材育成について、現在行われている1、2日程度の研修では効果は無く、少なくとも10、15日間の講義などが必要。「技術交渉」という科目を作り、交渉術を学ぶ場が必要。

(有識者)

技術の専門家はいるが、コーディネータがいない。つまり、米国で言うコンサルティングを行う人がいない。

(企業団体)

国際標準を取るためには、英語で交渉できる能力が一番重要。当社では、技術も分かり英語での交渉力もあるといういわばエースを国際標準関係業務に投入している。

(企業(環境))

標準化活動は、委員会内の人同士の関係を10年くらいかけて築き上

げることが重要であるが、最近では景気の影響で企業からあまり人が派遣されてこない。

(企業団体)

<戦略的に国際標準を獲得>

日本の強みを活かす戦略分野において、競争領域における知財の創出と非競争領域における標準化の獲得を一体として支援することが必要。

日本のエレクトロニクスは、個々の技術は良いが全体のシステム化やそれに伴う知財・標準化の戦略が弱い。何を協調して何を競争するのかといった戦略が弱く、技術がビジネスに結びついていない。評価基準などはデジュールにすべきだが、差別化技術があれば、それを活かしてシェアを高めるべき。結果としてそれがデファクト標準になることはありえる。

(企業団体、有識者)

出口をどこまで見ているかが問題。国家プロジェクトなどは産業界へ渡すところまでしか見ていないが、実際に製品として世に出るまでをサポートする必要がある。日本の政策は科学技術中心の視点(技術分野から見る視点)となっており、産業育成政策という視点(産業分野から見る視点)が欧米に比べ不足。まずは、日本が重点的に力を入れるべき産業分野を決めていく必要がある。

(企業(電機))

国内標準がグローバル標準と異なり独自であったことが失敗の要因の1つ。国内外での標準の整合を取ることが必要。

(有識者)

スマートグリッドについては、施策の出口の1つが国際標準化。しかし、国際標準化を行うだけでは十分ではない。標準化はツールの1つであり、全体の戦略が必要。

(関係省庁)

<「安全・安心」を普及>

環境保護や「安全・安心」実現の観点から、公正な評価方法や適切な規格・基準等の国際標準化活動を推進することが必要。

日本は、環境規制が厳しい。環境技術をクリアすることで、新たな市場が生まれる。困難だとは承知するが、他国にも日本同様の規制が導入されるとよいのではないか。

(企業(環境))

ユーザの利益や公平な競争環境のためにも、性能の良し悪しを評価するシステムが必要。

(企業団体)

<アジアの知財制度>

共同研究をしながらも独自に開発したものは特許を取っていくべき。独自開発の技術などは知財で十分守られていることが大前提。相互承認は難しいと思うが、欧州特許庁のようなアジア特許庁を作るのは可能ではないか。また、アジア諸国における知財制度が不安定であることは問題。

(有識者、企業(電機))

(2)我が国の優れた技術を活かした新規事業の創出

産学官の連携の強化

<産学連携組織>

個々の大学の特色に応じた大学知財本部やTLOの広域化・専門化による再編や研究者へのサポート機能の改善により、産学連携力を強化すべき。

大学の研究分野は一企業よりも広い一方、学内に大企業のような規模の知財組織を置くことはできず、大学で適切な判断能力を持つことは困難。それぞれの大学の役割に応じて、複数の大学を対象とする大学知財本部やTLOへ集約すれば、広い分野をカバーしやすいのではないか。

(企業(精密機器)、公的研究機関)

企業が大学と共同研究を行うための手続きを進める際、大学の知財本部は「書類を出せ」、「説明に來い」とのスタンスであり、また手続きに時間がかかるため、その間に企業側が関心を失ってしまう場合もある。

(大学研究者)

大学の先生への負担が過大となっているため、産学連携の業務を処理

できるサポート人材が必要。企業の研究管理部局に類するものを、大学内の部局ごとに置くべき。

(大学TLO)

企業にとって魅力のある先生がいる大学は、先生の自由度を増せば連携が進む。知財重視の大学、そうでない大学など、特色を持たせるべき。

(大学知財部、有識者)

特許を出願しようとする、そのメリットを上回る作業が発生する。研究のスピードに与える影響、雇用期間(特任講師で約5年)を考えると、どうしても研究業績重視になる。

(大学研究者)

< 大学等と産業界との共創 >

知財管理等を産業界から見て魅力あるものとするにより、産学官連携拠点や公的研究機関、共同研究における産業界のコミットメントを拡大すべき。

欧州で大学における発見の解釈を追及しているのは、フランフォア、IMEC等である。我が国では公的研究機関がその役割を担うべきだとも思うが、彼らは大学以上に基礎研究に注力している。ピュアな研究をしたい人は大学に行くべきである。

(大学知財部、有識者)

企業は、最も重要と考える技術は自社内で研究開発し、そこまで重要とは考えないものについて大学の協力を得ようと考えている。

(企業団体)

発明内容を大学が特許出願する場合、大学には製品イメージがないため出願内容に穴ができることはやむを得ない。企業はこうした大学の特性を踏まえてその研究成果を事業化できるところまで、欠けている部分の追加実験を行うなどにより育てようとするマインドをもっと持つべき。

(公的研究機関、有識者)

海外の大学には個人の寄付金、企業からの研究費に対する優遇税制などお金や人材、技術が集まる仕組みがある。日本でも大学へ資金提供した場合の税制を改善すべきではないか。

(企業団体、大学TLO)

国内と海外の大学で日本の企業が支払う研究費が大きく異なるのは、ノウハウの差、研究設備の差、先生が積み上げる金額の差、大学のコミットメントによるリスクの差、過去の実績の差が原因。米国の大学では企業からの研究費により研究者の給与が支払われるといったインセンティブがあるなど、良いテーマが出てくる背景がある。

(企業団体、企業(自動車))

I M E Cの強みは、企業が魅力を感じる研究テーマの設定、最新設備、知財の取扱いである。

(企業団体、共同研究機関)

研究コンソーシアムや拠点では、その計画段階から知的財産の専門家が関与し、効果的な知財管理体制を構築する必要がある。

(有識者)

大学と大企業との共同研究だけでは特許が死蔵する。大学発の特許を活用するには、リスクを負うことができる大学発ベンチャーを活性化させる必要がある。米国でも大化けするものはベンチャーから出ている。

(有識者)

産学連携の効果を試算したところ、自社で開発するより、産学連携のテーマ全体の平均で約2倍の効果(コスト・期間)があった。某研究大との連携では3~4倍の効果があったと試算している。

(企業(電機))

< 外国企業等との連携 >

公的資金による研究成果を基にした共同研究等であっても、外国企業等との連携を促進するケースを明らかにし、世界の知を取り入れるべき。

日本企業が関心を持たない大学の研究成果に対して、外国企業が関心を持つ場合が少なくない。外国に移転したほうが研究機関としての評価や研究レベルを高めるなど国のためになる場合もある。現在は所管省庁にも明確な対応方針がなく、技術流出のことを考えると、結局最後にリスクを取る立場としては消極的な対応になりがち。

(公的研究機関、大学TLO、大学知財部)

日本の大学は、国内出願しても海外へ出願しないので、外国でその技術が保護されない状態になる。国内特許の活用は日本企業からライセンス料を取るに過ぎず、日本の産業競争力の強化とならない。

(企業(精密機器他)、大学研究者、大学知財部)

事業化を行わない大学が戦略的に海外出願先を選び、強固な特許を構築することは実質的に不可能であり、また、出願費用に限りがあるため海外まで手が回らない。

(企業団体、有識者、大学知財部)

権利侵害を発見した際には警告書の送付を行っているが、システムティックには探していない。外国の研究所には訴訟を行うところもあると聞くが、ペイするのか懐疑的。また、日本の大学には外国企業等との契約交渉ができる事務の支援機能がない。

(公的研究機関、有識者)

< 公的資金による研究成果の取扱い >

大学等は、企業における研究促進のために必要な場合に限り特許権を獲得し、その他オープン化すべきものへのアクセスは容易にすべき。

大学は、原則特許がないと企業の研究開発をサポートできない場合に限って特許を持つべき。

(企業(素材)、大学知財部、有識者)

大学の研究者は研究成果を公開することをミッションとして負っているが、大学知財本部からは強い特許にするために逆に公開しないようにと指導されている。

(有識者)

日本版バイドール規定の導入以降、個々の研究者の利益追求が求められ、科学データの囲い込みが行われている。

(独法研究者)

科学雑誌の購読料の高騰のため、過去の研究成果へのオープンアクセスを確保することが必要。少なくとも科研費等公的資金による研究成果をリポジトリ(大学による無償公開)に掲載することをその契約条項に入れるべき。

(独法研究者)

企業と大学との共有特許はその管理に労力が必要であり、また活用されにくい。技術を広く使ってもらうためには、大学が単独で特許権を持つか、共有の場合でも大学が第三者にライセンスできるようにすべき。

(大学知財部、大学TLO)

TLOや知財本部においても、そもそも特許を持つべきかどうかという議論が必要。企業として必要ならば企業が持ち、国として必要なものは大学が持つという整理が考えられる。

(企業)

大学の公的な特性を踏まえ、仮出願制度、グレースピリオドの拡充(日米欧制度の調和)、出願後のデータ追加を可能とする制度とすべき。

(大学研究者)

特許権が大学側の評価対象になるので、企業から見ると不要な特許も大学は維持している。共同研究に基づき企業が出した特許について、発明者に大学の先生が含まれれば大学の成果としてカウントするようになれば、大学が無理に知財を追い求める必要もなくなるのではないか。

(企業(自動車))

中小企業の知的財産の活用促進

< 中小企業の知的財産の重要性に関する認識不足 >

中小企業の経営にとって知的財産が重要との認識が浸透していない。特許出願などに取り組むにあたっては、ノウハウ秘匿も含めた戦略性が必要。

当社の商品に対して、大企業から警告状が届いた。「こんな技術、当たり前だ」と思っていたのに、先方が権利を主張してきた。警告状を受けて初めて知的財産の重要性に気付いた。

(中小企業)

闇雲に「特許を取れ」と指導するのはおかしい。特許出願すると技術が公開されることに注意が必要。加工プロセスのノウハウはしっかりとブラックボックス化して守る必要がある。

(有識者、中小企業)

知財戦略の作成には、経営者の自己研鑽と意識改革が不可欠。中小企業は結局、経営者次第。

(中小企業)

特許を出願することの意味は、自社の技術を客観的にオリジナリティーのある技術と証明してもらうこと。そのための経費と考えれば、出願

費用は高くない。特許を取得することで、対外的に、新しい物を開発したと示すことができる。

(中小企業)

営業秘密保護に関して普及啓発を行っているが、不正競争防止法での保護を受ける上で、企業として何と何について、どこまで取り組めばいいのか分からない、という問題がある。

(支援機関)

中小企業に対してだけでなく、行政の職員へも普及啓発を行なって、知財へのある程度の知識を持ってもらうことが大切。

(支援機関)

< 中小企業の知的財産の取得・維持に関する施策 >

中小企業は、知的財産に取り組もうにも資金や情報が不足。分かりやすい相談窓口や、減免制度の拡充が必要。

中小企業対策として、ワンストップ窓口はとても重要。どこに相談に行けば良いか分からなくなっているのが現状。

(有識者)

特許料金の減免制度もあるが、日本では証明書の提出が必要である。アメリカのように、中小企業であれば一律に料金を半額にしてくれる制度 (small entity 制度) があるとよい。証拠書類はいらないが、嘘をついたら特許が無効になってしまうのだから、嘘をつこうとはしないはず。

(有識者)

特許料等は、昔は安かったが、最近は高いという印象。現在、中小企業には「下請け」から抜け出そうと、独自に自社製品をブランド化しようという動きがある中で、やはり料金の問題がネックとなっている。

(中小企業)

中小企業においては、ビジネスにおける知財活用のイメージが具体的に分からないと、やはり金銭面を優先し、知的財産を敬遠してしまう。

(支援機関)

海外へ商品売り出す場合には、海外出願も重要である。しかし、1カ国約50～100万円の費用がかかってしまい、中小企業にとっては

負担が大きい。

(支援機関)

中小企業からは、展開先の国の知財情報が欲しいと言われることが多い。現地の弁理士費用等が高く、支援して欲しいと言われる。希望する全ての中小企業を対象とするのは厳しいので、国として成長産業を指定し、該当する企業だけを支援するという形でも良いかもしれない。

(支援機関)

知財を中小企業振興策の1つに位置づけている自治体が少なく、知財に対する認識自体が低いのが現状。国や発明協会の支援制度だけでなく、自治体自らが支援する必要があるということ、国が示していくのも重要なのではないか。

(支援機関)

中小企業振興公社には、創業支援や試作開発支援などの支援部隊があり、知財もリンクして支援していくことが必要である。新製品の販路開拓支援(企業OBによる支援)では、支援対象企業の審査の際に、企業の持つ技術評価の面で、センターの相談員も参加している。

(支援機関)